

## 河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について

福岡県知事

### 【都市・地域再生等利用区域の指定】

福岡県では、公共用物である河川の恒常的かつ適正な利活用を促進するため、河川敷地占用許可準則（以下、「準則」という。）の改正（平成 23 年 3 月 8 日付け国河政第 135 号通知）を踏まえ、河川敷地の利用について地域の特性や都市及び地域の再生等に係る要望等を十分に考慮した上で、次のとおり区域を指定する。

#### 1 都市・地域再生等利用区域

##### (1) 指定範囲

二級河川 那珂川水系那珂川、薬院新川の河川区域内で、別図にしめす区域。

##### (2) 指定年月日

平成 24 年 4 月 1 日

#### 2 都市・地域再生等占用方針

都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けられる施設

占用施設については、準則第二十二第 3 項に掲げる施設のうち広場及び広場と一体をなすオープンカフェとする。

#### 3 都市・地域再生等利用区域の占用許可及び占用主体

占用主体については、準則第二十二第 4 号第 1 号に掲げる者とする。